

令和5年度

第6回定例農業委員会会議録

令和5年9月20日 開催

令和5年9月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第6回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第10号

令和5年度 第6回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年9月13日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年9月13日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和5年9月20日 午前 9時00分

閉会 令和5年9月20日 午前 9時55分 (会期1日)

第1日目 (9月20日)

出席委員 14名

1番 中添 文彦

8番 笹川 武義

2番 谷本 利信

16番 渡辺 玲子

3番 三好 直樹

10番 長尾 清

4番 國重 義廣

11番 川西 正廣

18番 藤重 英子

12番 藤滝 健造

19番 丸尾 説男

13番 三好 満

7番 佐藤 裕子

14番 三好 光春

農地利用最適化推進委員 14名参加

昭和1 富野 正行、

陶 福家 重夫、

陶 大芝 博信、

陶 原 拓也

滝宮1 津村 剛志、

滝宮2 松内 利和、

羽床2 楠原 徳大

粉所 山地 康弘、

粉所 石丸 勝彦、

西分 岡田 行夫、

山田1 山口 守

山田2 橋川 正廣、

羽床上 泉谷 幸一、

羽床上 岡田 幸彦

議事録署名委員

7番 佐藤 裕子 委員、 8番 笹川 武義 委員

欠席 5番 森 健人 委員、 6番 福家 範行 委員、 9番 井脇 弘幸 委員

15番 滝川 廣男 委員、 17番 大野 政則 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 5 年 9 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 10 報告第 2 号 農地法第 4 条の許可の取消について

令和 5 年 9 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 5 年度第 6 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5 番 森 健人 委員、6 番 福家 範行 委員、9 番 井脇 弘幸 委員、15 番 滝川 廣男 委員、17 番 大野 政則 委員の 5 名です。よって、農業委員出席者は、14 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、7 番 佐藤 裕子 委員、8 番 笹川 武義 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

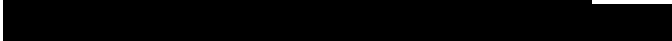
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 4 件です。

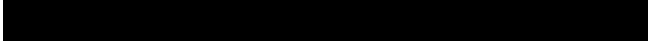
議案第 1 号-1

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 200 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲受人は申請地付近にて山林を所有しており、以前は一部を畑として利用しニンニク栽培もしていました。現在は土砂採取事業のため耕作を行っておらず、今回新たな耕作地の取得を検討していたところ、申請地において譲渡人の承諾を得られたため、申請に至ったものです。

取得後の営農計画としては、オリーブを予定しております。

譲受人の経営面積はありませんが、5年の農作業暦があり、農地取得後は年間150日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、トラクター及びトラックを各1台所有しております。また、オリーブの計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、12km、車で25分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 無償譲渡
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人及び譲受人は兄弟であり、両者の間で協議した結果、所有権を移転することになり、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は綾川町では0㎡ですが、[REDACTED]で自作地が4,637㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されていること、[REDACTED]農業委員会に確認しております。

取得後の営農計画としては、オリーブを予定しております。

譲受人の農作業暦としては、15年で、年間150日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、トラクター、耕耘機を各2台、コンバイン、草刈り機、軽トラックを各1台所有しております。また、オリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、15km、車で30分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額550110万円
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は農業を廃止し農地の処分を考えていたところ、経営規

模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、借入地が3,242㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、イチゴを予定しております。

譲受人の農作業暦としては、イチゴの栽培が8年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、軽トラックを1台所有しており、譲渡人からハウスのほか耕運機1台や農舎30㎡を併せて購入する予定です。また、これまでと同じく、イチゴの計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、19km、車で45分ですが、[REDACTED]にて借入れている他の農地でもイチゴ栽培を行っていることから、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 30万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住し土地の処分を考えていたところ、宅地及び農地を購入し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、綾川町では0㎡ですが、[REDACTED]で自作地が9,544㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されていること、[REDACTED]農業委員会に確認しています。

取得後の営農計画としては、果樹、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、20年、農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、軽トラックを各1台、農舎64.8㎡を所有しています。また、トラクター、コンバイン各1台と農舎150.97㎡を譲渡人から購入する予定であり、申請地の管理については購入する農機具で実施する計画です、果樹、野菜の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅からは12kmほどありますが購入する宅地からは1km、車で5分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 2 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権設定

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

所有者：

借受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 1 棟 190.79 m²

納屋 2 階建 1 棟 71.03 m²

カーポート平屋建 1 棟 29.15 m² 合計 290.97 m²

申請事由： 農家住宅

説明：【理由】 申請人は実家に居住しており、父とともに農業に携わっております。親族所有の住宅及び農地が、相続に伴い県外居住の子の所有となり、空き家になるとともに十分な管理が行えなくなったため、協議の結果、申請人が住宅に居住し、父とともに農地管理を行うこととなりました。

なお、本申請地のうち [] については、平成 7 年 3 月に住宅用地として転用許可を受け、居宅を建築しておりましたが、その後地目変更の手続きがなされておらず、また、 [] については、農地法の手続きがなされないまま、建物が建築されております。

後ほど報告第 2 号でも説明しますが、平成 7 年 3 月に貸人の亡き父が受けていた転用許可は取消願を提出し、改めて 5 条の転用申請を行うものです。

また、被相続人が行ったものとは言え、農地法の手続きを経ずに転用してしまったことを反省し、始末書も添付されていることから追認許可はやむを得ないものと考えます。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成 7 年 4 月 1 日～平成 9 年不詳

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：集水桝及び U 字溝から南側水路に放流
汚水：合併処理浄化槽で処理後南側水路に放流

【他法令許可】 該当なし

【水利】 []

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-2

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： 併用地（山林、宅地、雑種地、農道、水路、町道）2595.12 m²

所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

用途： その他業務用地

施設の概要： 臨床検査場 2階建1棟 3,630.49 m²

駐輪場 平屋建1棟 50.00 m²

申請事由： 臨床検査場及び駐車場

説明：【理由】 こちらは、4月に農振除外申請があった案件です。

譲受人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和40年に設立、資本金2,880万円で、臨床検査等を主に営む法人であります。

近年の検査需要の増加、また、臨床検査に対する社会的信頼を高めるため、検査精度の確保・情報管理・ICT活用へ対応する必要があるため、既存施設では賄うことができないため、新検査場の設置を検討することとなりました。

既存検査場から2km程度で車両の出入りが容易で取排水が可能な適地を探したところ、山林及び宅地に囲まれ集団農地の縁辺部に位置する当該申請地が、必要とする規模等の条件にも合致していたことから選定し、所有者との協議が整ったことから、本申請に至ったものです。

【資金】 土地代 4,500万円 造成費 1億円、建築費 6億5,000万円

自己資金 3億9,500万円、借入金 4億0,000万円 計7億9,500万円

【期間】 令和5年10月15日～令和6年12月31日

【造成】 盛土 花崗土 切土 なし

間知ブロック擁壁 H=3.0m、L型擁壁 H=2.25～1.8m、

重力式擁壁 H=1.0～0.8m、

【排水】 雨水：ため桝により集水し、北側河川[REDACTED]に放流

污水：合併処理浄化槽で処理後、北側河川[REDACTED]に放流

【他法令許可】 開発許可協議中

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号現況証明について、説明します。今月は1件です。

議案第3号-1

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人：

申請理由： 申請地は、申請者の祖母が耕作をしておりましたが、けがにより歩行困難となり、平成14年ごろ耕作放棄地となり、休耕中に雑木が繁茂し、20年以上経過したことにより山林の様相を呈しています。

また、周辺農地耕作者とも調整を完了しており、非農地証明をしたとしても問題はないものと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号、相対による利用権設定です。P.5をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 2件 合計 5,115 m²

内訳

新規契約： 1番 1件 3,532 m²

更新契約： 2番 1件 1,583 m²

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第5号、農地機構を通じた利用権設定です。P.6～P.8をご覧ください。

契約件数： 5件 合計 18,506 m²

新規契約： 1～3 番、5 番 4 件 17,063 m²
更新契約： 4 番 1 件 1,443 m²
変更契約： なし

貸付先としましては、1 番を [] へ、2 番を [] へ、3 番を [] へ、4 番を [] へ、5 番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい、農業経営改善計画の認定について説明します。

今月は、更新 2 件、新規 2 件の申請がありました。

議案第 6 号-1 (更新)

予定認定番号： 25-3-再 2 号

申請者： []

住所： []

生 (設立) 年月日： []

作目・部門名：(R10 目標) 水稲 (早生、中生)、小麦、ナバナ

農業経営等に関する目標：(R10 目標)

| | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------------|
| 水稲 (早生) | 600.0 a | 25,200 kg | (420 kg/10 a) |
| 水稲 (中生) | 1,200.0 a | 50,400 kg | (420 kg/10 a) |
| 小麦 | 900.0 a | 32,000 kg | (356 kg/10 a) |
| ナバナ | 5.0 a | 400 kg | (800 kg/10 a) |

目標所得： 410 万円

年間労働時間： 1,600 時間

説明： [] ですが、平成 25 年に法人化し個人認定から法人としての認定に切り替わり、今回が 2 回目の更新となります。

米麦の反収向上が課題となっているため、大幅な規模拡大は行わず、栽培管理を徹底することで所得向上を図っていく計画となっております。

議案第 6 号-2 (更新)

予定認定番号： 30-2-再 1 号

申請者： []

住所： []

生 (設立) 年月日： []

作目・部門名：(R10 目標) アスパラガス、ブロッコリー、ナバナ、マンバ、スイートコーン

農業経営等に関する目標：(R10 目標)

| | | | |
|---------|---------|-----------|-----------------|
| アスパラガス | 30.0 a | 5,000 kg | (1,667 kg/10 a) |
| ブロッコリー | 150.0 a | 12,000 kg | (800 kg/10 a) |
| ナバナ | 30.0 a | 1,000 kg | (333 kg/10 a) |
| マンパ | 10.0 a | 1,500 kg | (1,500 kg/10 a) |
| スイートコーン | 30.0 a | 3,000 kg | (1,000 kg/10 a) |

目標所得： 400 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明：平成 26 年 10 月に経営開始し、平成 30 年からは認定農業者となった後、今回が初めての更新となっております。アスパラガスの中には夏季に調子の悪い株もあるため、土壌診断を活用し現状把握及び最適化に努めることで、生産量や秀品率を高め、所得向上につなげていく計画となっております。

議案第 6 号-3 (新規)

予定認定番号： R5-1 号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R10 目標) 水稲、小麦、アスパラガス、イチゴ

農業経営等に関する目標：(R10 目標)

| | | | |
|--------|---------|-----------|-----------------|
| 水稲 | 150.0 a | 6,300 kg | (420 kg/10 a) |
| 小麦 | 450.0 a | 18,000 kg | (400 kg/10 a) |
| アスパラガス | 28.0 a | 7,000 kg | (2,500 kg/10 a) |
| イチゴ | 40.0 a | 14,000 kg | (3,500 kg/10 a) |

目標所得： 500 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明：の代表者であるさんですが、令和元年 2 月に経営を開始し、令和 6 年 1 月まで認定新規就農者となっております。さん個人としてはアスパラガスを中心に経営をしていましたが、近隣農家の農地を引き継ぐことになったことから、米麦やイチゴの経営も開始することとなり、これを機に法人を立ち上げ、法人として認定農業者の申請をすることになりました。今後も近隣の事業承継案件へ積極的に参画することで経営を拡大し、所得の向上・安定を目指していく計画となっております。

議案第 6 号-4 (新規)

予定認定番号： R5-2 号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R10 目標) アスパラガス、ブドウ、ナバナ

農業経営等に関する目標：(R10 目標)

| | | | |
|--------|--------|----------|-----------------|
| アスパラガス | 21.0 a | 5,040 kg | (2,400 kg/10 a) |
|--------|--------|----------|-----------------|

| | | | |
|-----|--------|----------|---------------|
| ブドウ | 2.0 a | 50 kg | (250 kg/10 a) |
| ナバナ | 15.0 a | 1,000 kg | (667 kg/10 a) |

目標所得： 315 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明： 〇〇さんですが、〇〇で勤められていた方で、過去には〇〇をされていました。5年後所得は綾川町が目標としている370万円に届いていませんが、この目標所得を定めている町の基本構想の中では概ね370万円とされており、今回の計画では約85%に当たる金額が目標所得となっています。現在は、アスパラ用のハウスの減価償却費が所得を圧迫しておりますが、アスパラガスの栽培技術に関しては全く問題なく、ハウス等の減価償却が無くなった後には、370万円の所得の達成が可能とのことから、認定農業者の申請をするものです。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第6号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は4件です。

報告 1-1

賃貸人：〇〇〇〇〇〇〇〇
賃借人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

解約日：令和5年8月7日

説 明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

賃貸人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
賃借人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

解約日：令和5年10月31日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
賃借人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

解約日：令和5年8月31日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-4

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和 5 年 8 月 25 日

説明：耕作目的及び転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、報告第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 4 条許可処分取消について、説明します。今月は 1 件です。

報告第 2 号-1

地図・図面：

申請地：

申請人：

(当時の申請人は父で今回の申請人は相続人)

形態： 転用

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 186.14 m²

申請理由： 平成 7 年 3 月 29 日付で許可となった転用計画の変更に伴う農地法第 4 条許可処分の取消申請です。変更後の計画は、議案第 2 号案件第 1 号のとおり、農家住宅です。

申請人の父が行った転用手続きで、住宅は建築されておりますが、その後の手続きが未了のため地目変更がなされておらず、また、申請地以外にも建物が建築され無断転用状態となっております。

居住者の死亡により空き家となり、今後、親族が居住することとなったため、新たな農地法第 5 条の申請により無断転用を解消し、併せて、以前の許可については取り消すこととしたものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

報告第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第 1 号から議案第 6 号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第6回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 9時55分

閉会